

協会けんぽ加入者のみなさまへ

健診の3つの「もったいない」をなくそう!

健診受けない



01 健診を
毎年受けていますか?

受けっぱなし健診



02 健診を受けっぱなしに
していませんか?

健康づくりを継続しない



03 日々の健康づくりに
取り組んでいますか?



2025年3月31日までに必ず、全員健康診断を受けましょう

まだの
場合は

近くで行われる**出張健診**もご検討ください!

協会けんぽでは、年度内に一度、加入者の皆さまの健診費用の補助を行っています。
「健診機関(場所)が遠くてまだ健康診断を受けていない」「まだ何も決めていない」という
従業員・事業所様はいませんか?35歳以上の被保険者様が受診可能な生活習慣病予防健診
は、提携の健診機関だけでなく、お近くの公共施設やホール等でも受けることができます。



生活習慣病予防健診を
受けられる場所



● 出張健診実施予定市町

- 神戸市中央区 ● 西宮市 ● 伊丹市 ● 宝塚市 ● 川西市
- 三田市 ● 猪名川町 ● 加古川市 ● 播磨町 ● 稲美町
- 高砂市 ● 姫路市 ● 丹波市 ● 小野市 ● 西脇市
- 多可町 ● 太子町 ● たつの市 ● 相生市 ● 上郡町
- 佐用町 ● 宍粟市 ● 豊岡市

※こちらに記載の情報は
変更となる場合があります。

最新の出張健診日程や
お申込み情報はコチラ!



出張健診
会場



● 20人以上の受診者様がおられる場合は、
事業所様へ検診車の派遣をすることも
可能です。

可能エリア・
最低申込人数等の
情報はコチラ!



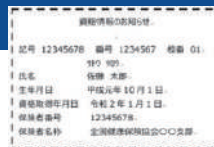
令和6年12月2日より、従来の健康保険証は新たに発行されなくなりました。

※現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年12月1日まで使用できます。

新たに従業員やそのご家族が協会けんぽに加入された際に、事業主の皆様へお送りするものは以下のとおりです。

1 資格情報のお知らせ

新規加入者全員分の「資格情報のお知らせ」を発行します。
各種給付金の申請に必要な記号番号等の確認にご利用ください。



【受診時の使い方】

オンライン資格確認が利用できない医療機関等を受診する際、資格情報のお知らせとマイナ保険証の両方を提示。

(資格情報のお知らせのみでは受診できません)



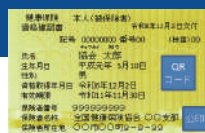
【入手方法】

協会けんぽに新規加入された方全員に自動的に発行します。
紛失、棄損された場合は再交付の申請をお願いします。



2 資格確認書

加入時に「資格確認書」の発行を必要とする意思表示をされた方等に発行します。
マイナ保険証を利用することができない方が医療機関等に受診する際にご利用ください。



【受診時の使い方】

医療機関等へ提示



【入手方法】

資格取得届や扶養異動届の資格確認書発行要否欄に☒チェックをされた方に発行します。
チェックをされていない方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方には資格取得から30～60日後に発行します。

【有効期限】



3 高齢受給者証

70歳以上の方には引き続き高齢受給者証を発行します。

(マイナ保険証で受診される場合は、医療機関等受診時に高齢受給者証の提示は不要ですが、オンライン資格確認が利用できない医療機関等を受診する場合には必要となります。)

LINE公式アカウント はじめました

健康情報をはじめとしたお役立ち情報を
配信しています！

友だち
登録募集中！

@kenpo_hyogo
友だち登録でお得な情報をGET！



© LY Corporation

年末年始休業のお知らせ

令和6年12月30日(月)～令和7年1月3日(金)まで

誠に勝手ながら、上記の期間はお休みさせていただきます。
令和7年1月6日(月)から通常営業いたします。
入院や通院で高額な医療費の窓口負担を抑える「限度額適用認定証」の申請等につきましては早めのお手続きをお願いいたします。なお、マイナ保険証をご利用いただくことで、限度額適用認定証の申請・提示が不要となります。
ご不便おかけいたしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。